

平成21年4月10日制定
平成30年9月3日一部改正

大分県建築士事務所の監督処分の基準

1 趣旨

本基準は、大分県知事登録を受けている建築士事務所（以下「建築士事務所」という。）の開設者等に対して、建築士法（昭和25年法律第202号。以下「法」という。）第26条第1項又は2項の規定に基づく監督処分（以下「処分」という。）を行う場合の基準を定めることにより、建築士事務所の行う業務に係る不正行為等に厳正に対処し、建築士事務所の業務の適正を確保することを目的とする。

2 用語

本基準における次に掲げる用語の定義は、それぞれ次に定めるとおりとする。

- (1) 「登録取消」とは、法第26条第1項又は第2項の規定に基づき行う登録の取消しをいう。
- (2) 「閉鎖」とは、法第26条第2項の規定に基づき行う閉鎖の命令をいう。
- (3) 「戒告」とは、法第26条第2項の規定に基づき行う戒告をいう。
- (4) 「文書注意」とは、法第26条第2項の規定に基づく処分に至らない不正行為等について、文書により必要な指導、助言又は勧告を行うことをいう。

3 処分等の基本方針

建築士事務所の業務の適正を確保するため、建築士事務所の開設者等が、建築士法第26条第1項又は第2項に規定する処分事由に該当するときは、迅速かつ厳正に処分等（処分及び文書による注意をいう。）を行うものとする。

4 監督処分等の基準

(1) 一般的基準

処分等は、表1により行うものとする。

(2) 複数の懲戒事由に該当する場合の取扱い

二以上の処分事由に該当する行為があった場合は、最も処分等の程度が重いと考えられる行為につき相当である処分等を適宜加重して処分等を行うものとする。（例えば、文書による注意の場合は戒告とし、戒告の場合は閉鎖とし、閉鎖の場合は閉鎖期間の延長又は登録の取消とする等。）

(3) 個別事情によるランクの加重

違反の結果が重大であるとき（違反により、建築物の倒壊、破損が生じた場合又は人の死傷が生じた場合）は、適宜加重して処分を行うものとする。

(4) 過去に処分等を受けている場合の取扱い

過去に処分等（文書による注意にあっては、5年を経過しないものに限る。）を受けた建築士事務所の開設者等に対しては、表2の基準により処分等を行うものとする。

5 処分等に伴う措置

- (1) 建築士事務所の開設者に対して処分を行うに当たっては、本人（法人である場合は、その代表者）及び管理建築士を出頭させ、処分等の理由を具体的に指摘して、今後不適切な行為のないよう厳に説諭するものとする。
- (2) 建築士事務所の開設者に対して戒告以外の処分を行った場合は、当該処分に対する違反がないよう監視し、違反があった場合は、告発するものとする。

6 施行期日等

この基準は、平成30年9月3日から施行する。

表1

基 準 表

建築士法			処分事由 対象者	処分事由	処分内容	
第1項	第1号		開設者	虚偽又は不正の事実に基づいて建築士事務所の登録を受けたとき	登録の取り消し	
	第2号			建築士事務所の登録の拒否事由(法第23条の4第1項該当号)に該当するに至ったとき		
	第3号			廃業の届出をしなければならない事実が発生したにもかかわらず、届出がなされていないとき		
第26条	第1号		開設者	書面による契約締結の義務(法第22条の3の3第1項～第4項)、業務に関する図書保存義務、標識掲示義務、重要事項の説明義務又は書面の交付義務等(法第24条の2～法第24条の8)に違反したとき	文書注意／戒告／閉鎖	
	第2項	第23条の4第2項第1号	開設者 ^{※1}	禁錮以上の刑に処せられたとき(法第7条第3号に該当する者を除く)	閉鎖／登録の取り消し	
				建築士法に違反、または建築物の建築に関する罪を犯して罰金の刑に処せられたとき(法第7条第4号に該当する者を除く)	文書注意／戒告／閉鎖／登録の取り消し ^{※2}	
		第23条の4第2項第2号		営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が法第8条各号に該当するに至ったとき	閉鎖／登録の取り消し	
		第23条の4第2項第3号		法人でその役員が法第8条各号に該当するに至ったとき		

	第 3 号	開設者	当該建築士事務所に関する事項の変更届出を怠ったり又は虚偽の届出をしたとき	文書注意／戒告／閉鎖
	第 4 号	管理建築士	業務停止又は免許取り消しの処分(第 10 条第 1 項の規定による処分)を受けたとき	閉鎖／登録の取り消し※3
	第 5 号	所属建築士	その属する建築士事務所の業として行った行為により処分を受けたとき	文書注意／戒告／閉鎖※4
	第 6 号	管理建築士	その資格ではできない建築物の設計又は工事監理をしたとき	
	第 7 号	所属建築士	その資格ではできない建築物の設計又は工事監理をしたとき	戒告／閉鎖
	第 8 号	建築士事務所に所属する者	建築士でない者がその属する建築士事務所の業として建築士でなければできない建築物の設計又は工事監理をしたとき	
	第 9 号	開設者 管理建築士	閉鎖命令に違反したとき	登録の取り消し
			法第 26 条の 2 第 1 項の規定による報告の求め又は検査に応じないとき	戒告／閉鎖
	第 10 号	開設者	開設者がその業務に関し不正な行為をしたとき	文書注意／戒告／閉鎖／登録の取り消し

※ 1 ここで「開設者」には、開設者が営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者又は成年被後見人である場合にはその法定代理人を含む。また、開設者が法人である場合はその役員を含む。

※ 2 「大分県二級建築士及び木造建築士の懲戒処分の基準」により、建築士に対して行われる懲戒処分に準じて処分内容を決定する。例えば、建築士に対する処分が業務停止の場合はその期間に対応した事務所の閉鎖とし、免許取り消しの場合は、事務所の登録の取り消しとする。

※ 3 管理建築士に対して行われた懲戒処分に準じて処分内容を決定する。

※ 4 所属建築士に対して行われた懲戒処分の内容、当該懲戒処分に係る行為の当該建築士事務所の業務における位置付け等を勘案して処分内容を決定する。

表2

過去に処分等を受けている場合の取扱い表

処分事由	処分内容
1 表1の基準により文書注意が相当であるとき (1) 過去に一度処分等を受けているとき (2) 過去に二度処分等を受けているとき	戒告 閉鎖
2 表1の基準により戒告が相当であるとき (1) 過去に一度処分等を受けているとき (2) 過去に二度処分等を受けているとき	3月以内の閉鎖 3月以上1年以内の閉鎖又は登録取り消し
3 表1の基準により閉鎖が相当であるとき	相当である閉鎖期間に3月以上の期間を加えた期間の閉鎖又は登録取り消し
4 表1の基準により登録取り消しが相当であるとき	登録取り消し